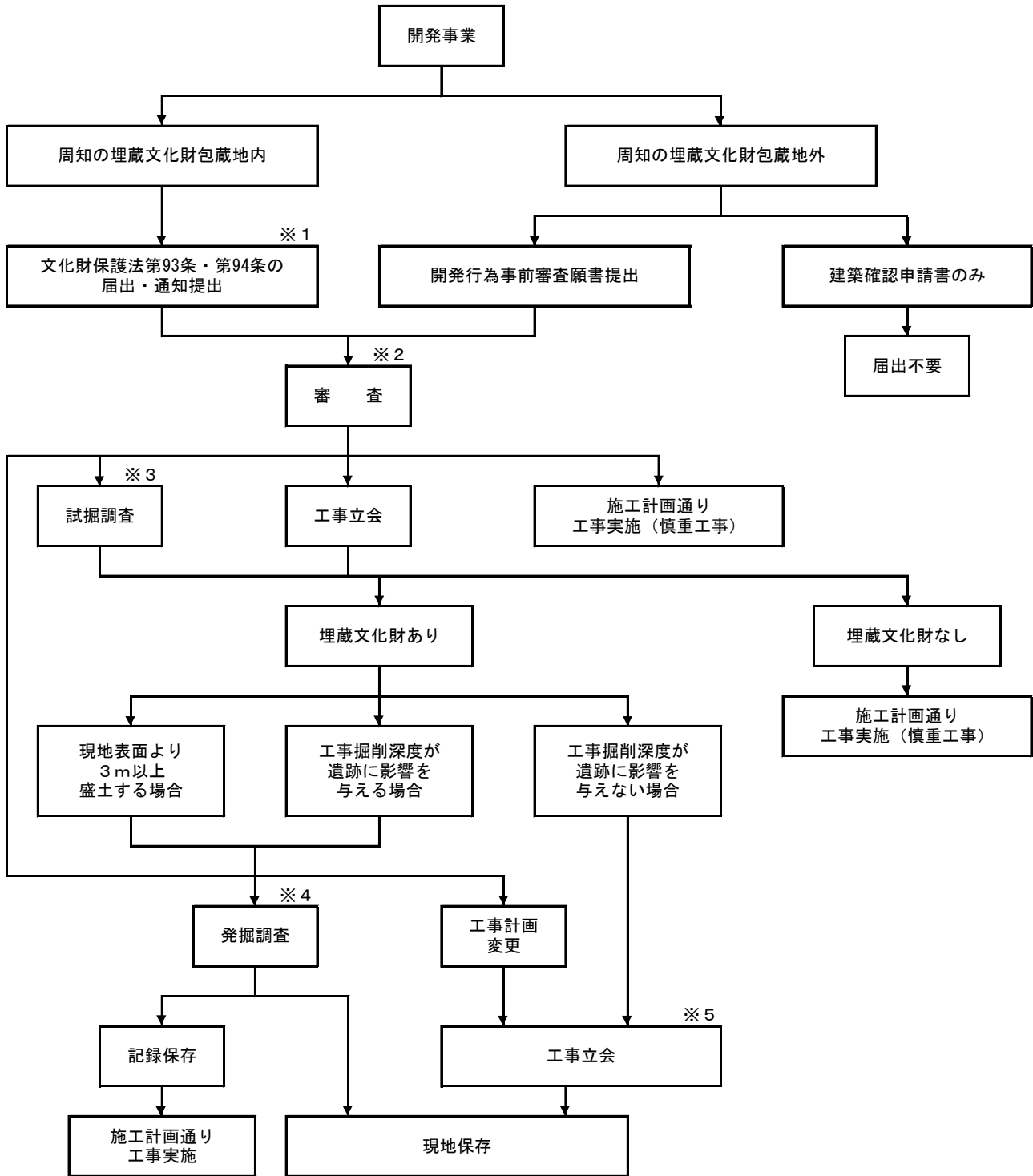


埋 蔵 文 化 財 取 り 扱 い の 流 れ



- ※1 水道・ガス・電話・電気などの埋設、住宅・事務所・倉庫の解体・新築・増改築など、工事の種類・規模・面積に関わらず、埋蔵文化財包蔵地内の土地を掘削する場合は、埋蔵文化財発掘の届出（以下、届出）が必要です。
- ※2 事業地周辺の調査履歴などをもとに取り扱いを審査します。
- ※3 重機もしくは人力で掘削します。掘削坑の数は事業計画に合わせて設定します。掘削する深さや調査日数は、事業地により異なります。
- ※4 発掘調査は、工事により埋蔵文化財に影響が及ぶ範囲を対象として実施します。
- ※5 工事による掘削底から埋蔵文化財を確認している深さまでが30cm未満の場合は、施工時に立会が必要となります。